

広島地方裁判所委員会（第33回）議事概要

第1 開催日時

平成27年11月20日（金）午後3時

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 大久保隆志，太田玲子，後藤友之，小西洋，高尾ひとみ，中本敏嗣，
平岡真，矢仲徹太郎（敬称略 五十音順）

[説明者] 細木民事首席書記官，山頭刑事首席書記官，岡田刑事次席書記官，
大脇簡裁庶務課長，倉迫総務課長

[事務担当者] 清山事務局長，別府総務課課長補佐

第4 議事（発言者：■委員長，●委員，◆説明者）

1 傍聴者及び議事内容の公開方針等について

本委員会での議事については，事前に報道機関から申出があれば，議事開会前までの撮影及び開始後のペン取材を認めていること，広島弁護士会「地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ委員会」の委員の傍聴を認めていることが各説明され，取材及び傍聴等が了承された。

議事内容については，発言した委員において各自の発言内容を確認後，広島地方裁判所のホームページ上に，委員長，委員，事務担当者等の別だけが明らかになるように編集の上，議事の概要を掲載することとされた。

2 委員の交替（新任委員の紹介）

新任委員の大久保隆志委員，後藤友之委員，平岡真委員から自己紹介がされた。

3 前回委員会が出された意見に対する検討，取組状況等

別紙第1のとおり報告がなされた。

4 議事「民事事件，刑事事件の概況について」

民事事件及び刑事事件の概況説明並びに法廷等の見学の後，意見交換が行われた（意見交換の概要は，別紙第2のとおり）。

5 次回期日及びテーマ等について

平成28年3月2日（水）午後3時から，「民事調停について」をテーマに意見交換することとした。

(別紙第1)

- ◆ 前回委員会で①「ひろしまの裁判所の日」と題した広報イベントのうち社会人向けの企画に参加者を確保する方策と②裁判員制度の効果的な広報について御意見をいただいたので、その検討、取組状況等について御報告する。

①のイベント開催日、時間について、イベントの時間が長いという御意見をいただいたので、1時間に短縮し、オプションとして、人気のある法廷見学と、裁判員裁判の傍聴を組み合わせる形で実施したり、他のイベントとの重複を避けた方がよいとの御意見をいただいたので、インターネット等で調査を行い、大学の学園祭等の日程を避けて設定した。

内容面では、裁判官の実像を知っていただくことを意識し、イベントには所長も参加したり、裁判官との質疑応答の時間を長めに設け、裁判官と直接話をしていただくことができるようにした。

広報の対象は、個人だけでなく、コミュニティー連絡協議会などの団体へ拡げるとともに、マスコミに対し取材依頼を行い、イベントの様子が昼と夕方のニュースで報道されたため、報道による二次的な広報効果も期待している。

次に、②について、法教育へシフトしてはどうかという御意見をいただいたので、「ひろしまの裁判所の日」を裁判員関係のものから中学生などを対象とした親子企画のものにシフトしたり、裁判所見学を受け入れることができない大規模校に対して裁判官が出前講座に出向くことも始めた。

市民の関心の高い民事事件に関する説明とセットにしてはどうかという御意見をいただいたので、今後、企画するイベントにおいて民事事件についても触れることを検討している。

以 上

(別紙第2)

【刑事関係法廷等における意見交換】

- 模擬で、裁判員法廷用 I T 機器を利用して証人が尋問中に犯行現場の現場見取図に犯行を目撃した地点を書き入れ、その書き入れる様子がモニターに映されたが、モニターに映された画面はその場で印刷することができるのか。また、印刷したものは調書に添付して利用することができるのか。
- ◆ モニターに映っていたものは印刷できるし、印刷したものは調書に添付することができる。
- 補充裁判員も裁判員と同様に、法廷での審理や評議にも参加するのか。参加するとして、評議の場で意見を述べたりするのか。
- ◆ 補充裁判員は、法廷での審理に立ち会い、評議の中で裁判官から意見を求められた場合は、意見を述べていただいている。
- 法廷の両サイドにある大画面は傍聴人も見ることができるが、この大画面には裁判員が見ているモニターと同じものが映し出されるのか。
- ◆ そうである。
- 傍聴者も見ることができる割には大画面の角度が傍聴席からは見えにくいように思う。
- 傍聴人はメモをとることはできるのか。
- ◆ メモをとることはできる。
- 他の裁判所では残酷な写真などを証拠で見て P T S D を発症した方もいらっしゃったとの報道もあったが、そのような残酷な写真もこの大画面で見ることになるのか。
- ◆ 大画面に全ての証拠を映し出すわけではない。事案の中にはどうしても御遺体の写真等が証拠として必要な場合もあるが、そのような場合は、裁判員の方の精神的な負担を考慮して、検察官や弁護人に証拠を厳選していただいたり、検察官と弁護人の合意が前提ではあるが、写真ではなくイラストにさせていただくなど、

少しでも裁判員の方の負担が少なくなるように配慮がされている。

また、裁判官は、裁判員の様子をしっかりと見て体調に配慮しているほか、裁判員裁判終了後に体調が悪くなられた場合に利用することができる裁判員メンタルサポート窓口という制度があり、カウンセリング等が受けられるようになっている。

- 裁判員は、この法廷で見聞きすること以上の資料を見ることになるのか。
- ◆ 刑事裁判の記録には、裁判員が法廷で見聞きした証拠書類が綴られており、その書類を見ることはできる。
- 裁判員も証人などに質問をすることができるのか。
- ◆ 裁判員が直接証人などに質問することもできる。
- 証拠写真を実際のサイズで見るとモニターに拡大されたものを見るのでは印象が違うと思うが。
- 虫眼鏡で拡大してみるのと同じ感覚だと思う。中には老眼の方などで大きい方が見やすいという意見もある。

【民事関係法廷等における意見交換】

- 書記官と事務官の違いは何か。
- ◆ 書記官も事務官も全員事務官として採用されるが、書記官は採用後に内部試験を受けて書記官資格を取得する。書記官の仕事は、裁判官と協働して訴訟運営したり、資料の調査、調書の作成、訴訟関係人との連絡、調整などである。
- テレビ会議システムがあるのはラウンドテーブル法廷のみか。
- ◆ そうである。
- 全国的に、弁論準備期日や和解期日はラウンドテーブル法廷で行われるのか。
- 通常法廷で行う場合もあるが、ほとんどはラウンドテーブル法廷で行われる。膝を突き合わせた方が話がしやすいということでラウンドテーブル法廷が設置されており、裁判官は通常法廷では黒い法服を着ているが、ラウンドテーブル法廷

では法服を着ずにスーツ姿で立ち会う裁判官が多い。

- 電話会議システムではどのようにして本人確認をしているのか。
- ◆ 代理人が就いていれば代理人の事務所に電話をするので、代理人を通じて本人の確認ができる。代理人が就いていない場合は、訴訟記録に出ている本人の連絡先に電話し、住所や氏名を確認する方法をとっている。
- 調停で相手方と同席する、しないについては裁判所が決めるのかそれとも本人から意向を聞くのか。
- ◆ 本人の意向も聞いている。その上で、感情的な対立が激しいときなど、本人から絶対同席したくないと言われれば、事情聴取の場面だけでなく、通常であれば調停を始める際に申立人と相手方が同席の上で行う手続説明の場面においても、別々に行うことがある。

【大会議室における意見交換】

- 20年前と比べて、裁判所はきれいになって明るい雰囲気になった。これは意識して改修しているのか。また、裁判員制度の導入と関係があるのか。
- ◆ 建物や設備は経年で古くなったものを計画的に改修しており、その積み重ねで、建物の内部もきれいになっている。また、法廷などにある調度品なども更新や整備をして、皆さまが利用なさる際に気持ちよく利用していただけるように整えてきている。
- 施設見学の際に、簡裁の手続で代理人が就くケースがどのくらいあるかという質問があったので、この点について回答をお願いしたい。
- ◆ 弁護士が選任される割合は、弁護士人口の増加ということもあるのかもしれないが、感覚的には増えていると思う。また、簡裁では許可代理という制度があり、当事者と一定の関係にあって事情をよく分かっていらっしゃる方であれば弁護士でなくても代理人として許可されることもある。
- 事件は大きく分けると、信販会社やクレジット会社などが原告となる業者事件

と、それ以外の市民型事件がある。感覚的な問題ではあるが、業者事件に代理人が就くことは余りないが、市民型事件では代理人が就く割合はかなり高くなる。これは弁護士が増えたということもあるし、認定司法書士といって簡裁で訴訟代理人になる資格を与えられた司法書士の方がおられるということもあろう。最近では、弁護士費用補償特約の影響もあって交通事故の損害賠償事件が増えており、交通事故の損害賠償事件には、ほとんど代理人が就いている。

簡裁は、昔は代理人が就かない事件が多かったが、最近では代理人が就く事件が増えたという感覚である。

- 弁護士や検事が主人公のドラマはあると思うが、裁判官は、脇役みたいな演出のされ方をすることが多いように思う。これは裁判所として余り裁判官の実情は出せないような事情があるとか、演出上、いろいろな幅が持てないということがあるのか。
- 何年か前にNHKで島の裁判官というドラマをしていたと思うので、裁判官を取り上げることについて、裁判所として消極ということはないと思う。あとはテレビ局の題材の作りやすさなどを踏まえて、当事者のほうに目を向けているのかなと感じている。
- 検察官を取り上げたもので有名なものは「HERO」くらいなので、面白いドラマをもっと作ってくれないかと思っている。検察庁でも見学を受け入れているが、「HERO」ができてから検察官と警察官との違いについての説明が楽になった。
- テレビドラマを見ていて、リアリティーの部分で現実と違う部分もあると思うが、気になるところがあるか。
- 20年くらい前だと、こんなのないよねとか、これはアメリカとかどこか外国の話だね、というものがあつたが、最近では監修に法律家がつき、よく勉強されていて、設定として不思議なものはないような感じがする。
- 先ほど話題になったNHKの「ジャッジ～島の裁判官奮闘記～」というものは、

裁判官の生活を忠実に映しており、そのために、かなり裁判所を取材し、裁判官室なども全部御覧になって制作されたと聞いている。そういう意味ではドラマは昔に比べると本当に現実味がある。

- 外国ドラマで弁護士が裁判に勝つために裁判官ごとに対策を立てていたものがあったが、そういうことは実際にあるのか。

もう一つは、アメリカのドラマの中では、1件1件簡単に終わる裁判もあるが、日本にもこのように本当に簡易な裁判というものがあるのか。

- 前段については、コメントする立場にないので何も言えないが、後段の簡易な裁判については、労働審判というものがあり、難しい労働事件を3回の期日、期限を区切ってやろうというものがある。

- 労働審判のほかに、簡裁の少額訴訟といって基本的に1回の期日で終わる手続もある。

- 最近では学部時代に法廷に行ったことがある学生が多い。大学、法科大学院の学生に、とにかく1回は傍聴に行かせることにしているが、既に傍聴に行ったことがある学生が割といて、少し前に比べれば、学生時代に裁判に親しみ、世間一般も裁判所が孤高の存在というイメージが大分薄くなっているかなという気がしている。

- 1点目は設備を見せていただいた感想だが、ラウンド法廷はかなりびっくりした。大昔だが、民事の和解手続や準備手続に関わった経験が少しあるが、そのときは倉庫みたいな部屋で膨大な量の書面を横において何とかやったという記憶があるので、それと比べるとラウンド法廷はすごく良くなったと思う。

裁判員制度について、裁判員に選ばれた人たちの感想やアンケートはあるが、逆に、裁判所の狙い、例えば最高裁長官のレターにあるように国民の視点を審理に反映するということが裁判所の狙いであれば、それがこの5年間でどう変わってきたのかが知りたい。

- 裁判員制度が導入されて変わった点といえば、裁判が傍聴していて分かりやす

くなったところではないかと思う。裁判員制度導入前は、裁判官さえ分かってくればいいので、法廷では法律用語がどんどん出て、傍聴していても何のことだか全然分からない、今の手続は何だったのかという感じだったと思うが、裁判員制度では、裁判員の皆さんに分かるようにその場で説明をして、その場で証拠調べをしなくてはいけないので、傍聴に来られている方も聞いていて分かりやすくなったのではないかと思う。

一方で、分かりやすくするというのは、逆にどうしたら分かりやすくなるかということを考えないといけないので、それはそれで作業としてはワンステップ増えるところはある。立証する弁護士、検察官、評議でいろいろ説明をする裁判官は、どうしたら分かりやすく伝わるかとか、どうしたら分かりやすく検討を一緒にしていけるかということに苦労して考えているのではないかと思う。

- 裁判所も含めて、裁判員裁判のコンセプトが、見て、聞いて、分かりやすい裁判ということで、法廷で心証をとって、法廷ですぐ判断がつくというくらいに分かりやすい裁判をしようとしている。従来は、たくさんの証拠書類を全部法廷に出して、検察官はそれを全部読み上げていたが、まず争点をできるだけ絞って争点をきちんと決めて、それに見合う証拠、ベストエビデンスを出して、法廷を分かりやすくするようにしている。裁判員裁判は施行から7年目に入ったが、法廷での分かりやすさは着実に進んでいるのではないか。

判決も、従来は犯行に至る経緯なども書いていてかなり長文になっていたが、裁判員裁判ではやった行為について端的に分かりやすい表現で書こうとしているので、すごく短くなっている。

もう一つは、裁判員裁判を担当している裁判官は、裁判員が加わることによって、いろいろな意見も出て、多角的に争点について検討することができるため、物の見方が深まるし、判断に説得力が出てくると言っていた。

- 裁判員制度は導入から6年経って一定の評価があるということだが、裁判所としては、どういう点がこれからの一番の課題と考えているのか。

- まず、審理期間を短くするのが一つの課題である。審理期間が長くなれば、事件の記憶が薄れるので、できるだけ早く、事件発生から近いところで裁判をしたほうが分かりやすい裁判にもつながる。

そのために争点整理を充実させ、証拠の整理も充実させるように取り組んでいる。

最高裁長官のレターがどうして発出されているかということだが、裁判員裁判を経験なさる前はかなりの方がやりたくない、裁判所へ来たくないという感想であるが、裁判員裁判を実際に経験なさってからの感想は、本当に良かったとか、すごくいい経験だったというような感想に変わる。裁判員として裁判所に最初に来られたときと裁判員裁判が終わったときでは、良かったという感想の割合が正反対に逆転するくらいなので、まず裁判員裁判についてもっと国民に理解していただくための広報活動が必要である。最近、選任手続期日における裁判員候補者の出席率が若干低下傾向、辞退率が増加傾向にあり、これから制度として継続していこうと考えた場合、この状況は少し心配な状況なので、これも改善しなければならぬと考えており、そういったところも課題だと考えている。

- 裁判員の年齢や職業の面で偏りがあるなど何か課題があるのか。
- ◆ 裁判員は抽選で選ばれるので、選任状況に偏りはないと感じている。
- 裁判員裁判が終わると裁判員の皆さまにアンケートをお願いしている。裁判員制度は、色々な階層、多方面の方が参加していただくのが一番大事なポイントであるが、このアンケートを見ると、性別、年代、職業、いずれも様々で、このポイントは比較的保たれているのではないかと考えている。
- 先日、労働者のうちの4割は非正規雇用というのを新聞で読んだ。正規職員であれば職免とか公休で裁判員に参加できると思うが、時間給や日給だったり、派遣社員で派遣先をなかなか休めないというような非正規の方の場合はなかなか参加するのが難しいのではないかと思う。そうすると、年齢、性別、職業で差がなくとも、もしかしたら年収の差が出ているかもしれない。非正規雇用の方でも

裁判員として参加しやすい制度を作っていかなければいけないのではないか。

- 本当にそのとおりで、いろいろな方がいろいろな支障を乗り越えて裁判所へ来ていただくということが裁判員制度の一番大事なところである。企業によっては理解を深めていただいて裁判員裁判に行くための休暇が整備されていると聞いているが、企業によってはそういうものがなかったり、制度はあっても休暇が取りにくいというようなところもあると聞いている。非正規雇用の方がどういう状況におられるかという調査は行っていないが、恐らくおっしゃっているような問題はあのではないかと思う。

以 上